

問 合 せ 先	水道局営業課庶務係 (082-511-6832)
---------	-----------------------------

水道料金及び下水道使用料の減免

1 支援策の内容

令和8年熊本地震の被災者が、本市へ転入される場合に、生活支援策として、水道料金及び下水道使用料を減免します。

2 対象者

令和8年熊本地震の被災者で、本市へ転入された方

- (1) 公的住宅及び民間マンション等に入居された被災者の世帯
- (2) 被災者が同居された親類・友人宅等の世帯

3 減免対象期間

入居又は同居を開始された日から6か月間

4 減免額

水道料金及び下水道使用料の全額

5 手続き方法

水道局各営業所へお問い合わせください。

使用場所	担当所属	電話
中区、東区、南区、西区	中央営業所	082-221-5522
安佐南区	安佐南営業所	082-831-4565
安佐北区	安佐北営業所	082-819-3958
安芸区	安芸営業所	082-821-4949
佐伯区	佐伯営業所	082-923-4121